

第3回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和6年6月28日 13:30～14:30
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員	1 番 廣瀬女公美 委員 2 番 清水 幸治 委員 4 番 熊坂 隆雄 委員 6 番 大畑 礼子 委員 8 番 中川 浩幸 委員 9 番 佐藤 泰正 委員 10 番 稲場 洋二 委員 12 番 佐藤 裕司 委員 14 番 二谷 幸裕 委員 15 番 浅野 徳昭 委員 16 番 伊藤 まり 委員 17 番 野村 照明 委員 18 番 福西 範 委員 19 番 成田 俊英 委員 20 番 松下 裕幸 委員 21 番 吉澤しのぶ 委員 (以上 16名)
4. 欠 席 者	3 番 菅原 雄一 委員 5 番 志賀 忠浩 委員 7 番 樋口 英樹 委員 11 番 金子 靖 委員 13 番 瀬戸 賢成 委員
5. 参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 次長 中嶋 智子 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗 (以上 6 名) 会議録署名委員の指名 6 番 大畑 礼子 委員 8 番 中川 浩幸 委員
6. 議事日程	会期決定について 令和 6 年 6 月 28 日 (1 日) 報告第 3 号 現況証明願について(市街化区域) 報告第 4 号 農業経営証明願について 議案第 11 号 現況証明願について 議案第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査について 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請について 議案第 16 号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について 議案第 17 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について 議案第 18 号 釧路市土地改良事業換地委員会委員の選出について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第3回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は15名です。
議事録署名人に6番、大畑礼子委員、8番、中川浩幸委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日6月28日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第3号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第3号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願があり、6月7日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月12日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第3号「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第4号「農業経営証明願」について報告して

事務局
塩田事務局長

ください。

それでは、議案書の8ページにございます、報告第4号「農業経営証明願」についてご報告いたします。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番は、[]氏より、6月11日、技能実習生制度申請のため、農業を営んでいることの証明に係る申請があり、農地基本台帳で農業経営をしていることを確認いたしましたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の農業経営証明願について、報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第11号「現況証明願」について、事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページにございます、議案第11号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で2件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページにございます。

公簿地目が山林である、[]、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者を代表する []氏の代理人である、[]より現況証明願がございました。

6月17日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が12ページと14ページにございます。

公簿地目が原野である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []の代理人である、[]より現況証明願がございました。

6月17日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

次に、表の3番は、資料が15ページと16ページにございます。

公簿地目が原野である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []の代理人である、[]より現況証明願がございました。

6月11日、音別地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

以上、3件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

委員
稲場委員

ただいま「現況証明願」について説明がありました、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の稲場洋二委員より報告をお願いします。

議案第11号「現況証明願」の1番と2番について、調査報告をいたします。

1番は、 氏、他1名が所有する、公簿地目が山林、農振農用地区域にある、 、他1筆、合計 ㎡の土地についてであります。

令和6年6月17日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります、現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

次に2番は、 が所有する、公簿地目が原野、農振農用地区域にある、 の1筆、 ㎡の土地についてであります。

令和6年6月17日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります、現地は農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

稲場洋二委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より報告をお願いします。

委員
中川委員

議案第11号「現況証明願」の3番について、報告いたします。

3番は、 が所有する、公簿地目が原野、農振農用地区域外にある、 の1筆、面積が ㎡の土地についてであります。

令和6年6月11日、音別地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

中川浩幸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第11号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第11号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第11号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の17ページでございます、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご説明いたします。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件の通知がございました。

議案書18ページの表の1番は、資料が19ページと20ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和6年6月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が21ページと22ページでございます。

■■■■が農地中間管理権を有する、■■■■、他6筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和6年5月27日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が21ページと23ページでございます。

■■■■が農地中間管理権を有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和6年5月27日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、3件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
大畑委員

3番の借主の住所は、借りた時点のものですか。

事務局
高山次長

はい、契約した時点のものです。

議長
野村会長

他にございませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の24ページにございます、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で6件、音別地区で3件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書25ページの表の1番は、資料が28ページから30ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が31ページと32ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が31ページと33ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が31ページと34ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が31ページと35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の6番は、資料が31ページと36ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が37ページと38ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が39ページから41ページにございます。

議長
野村会長

委員
福西委員

氏が所有する、
、他7筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に年間 円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の9番は、資料が39ページと42ページにございます。

氏が所有する、
の内、他2筆、面積合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行うものでございます。

以上、9件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から6番の現地調査結果について、調査委員長の福西範委員より報告をお願いします。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から6番について、調査報告をいたします。

1番の申請の内容は、氏が所有する、
の内、他2筆、合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に2番の申請の内容は、氏が所有する、
の内、他2筆、合計 m^2 の農用地について、
に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に3番の申請の内容は、氏が所有する、
、他2筆、合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に4番の申請の内容は、氏が所有する、
の1筆、 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に5番の申請の内容は、氏が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に6番の申請の内容は、氏が所有する、
の内の1筆、 m^2 の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和6年6月12日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員4名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

福西範委員、ありがとうございました。

次に、7番から9番の現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より報告をお願いします。

委員
中川委員

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の7番から9番について、調査報告をいたします。

7番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他3筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に []円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に8番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他7筆、合計 []㎡の農用地について、[]に年間 []円で賃貸借を行うものであります。

次に9番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の内、他2筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和6年6月11日、音別地区農業委員3名、及び、事務局職員4名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

中川浩幸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたしますが、2番、3番、4番は清水幸治委員に関する案件で、5番、6番は私の同居の親族に関する案件であり、議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番と7番、8番、9番を審議した後に、2番、3番、4番を審議し、最後に5番、6番を審議いたします。

それでは、1番と7番、8番、9番について、一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と7番、8番、9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と7番、8番、9番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2番、3番、4番を審議いたしますので、清水幸治委員は退室をお願いいたします。

(清水幸治委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番、3番、4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 野村会長	賛成多数と認め、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番、3番、4番については、原案のとおり決定いたしました。 退室されている清水幸治委員は入室してください。 (清水幸治委員入室)
議長 野村会長	最後に5番と6番を審議いたしますが、私の同居の親族に関する案件ですので、ここで議事進行を成田職務代理者に代わります。 (野村会長退室、成田職務代理者議長席へ)
職務代理者 成田職務代理	それでは、5番と6番について審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
職務代理者 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番と6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
職務代理者 成田職務代理	5番と6番は、原案のとおり決定いたしました。 退室されている野村会長は入室してください。 (野村会長入室議長席へ、成田職務代理者自席へ)
議長 野村会長	次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。 事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書の43ページにございます、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。 今回は、鉏路地区で1件、音別地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書、及び、農地転用の農用地利用集積計画調査書も併せてご確認ください。

議案書44ページの表の1番は、資料が45ページと46ページにあります。

氏が所有者を代表する、他5筆、面積合計 m^2 の農用地について、に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、表の2番は、資料が47ページと48ページにあります。

が所有する、の1筆、面積 m^2 の農用地について、氏に 円で売買による所有権移転を行うものであります。

次に、表の3番は、資料が47ページと49ページにあります。

が所有する、他1筆、面積合計 m^2 の農用地について、氏に 円で売買による所有権移転を行うものであります。

次に、表の4番は、資料が50ページから54ページにあります。

が所有する、他5筆、面積合計 m^2 の農用地について、氏に 円で売買による所有権移転を行うものであります。

以上、4件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の55ページにあります、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」についてご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定により農地中間管理機構は、

農地中間管理権や賃借権等の設定、もしくは移転を行うときには農用地利用集積等促進計画を定めること、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため計画の案を示して、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することになっております。

今回は、阿寒地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書56ページの表の1番は、資料が57ページと58ページでございます。

が中間管理権を有する、
他6筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が57ページと59ページでございます。

が中間管理権を有する、
他2筆、面積合計㎡の農用地について、に年間円で賃貸借を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書60ページでございます、議案第16号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地

域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、3件の意見聴取がございました。

議案書61ページの表の1番は、資料が62ページから65ページにございます。

事業主体である、[]が所有する、[]、他2筆、面積合計 []㎡について、太陽光発電所建設のため、農用地区域より除外するものです。

次に、表の2番は、資料が62ページと、66ページから68ページにございます。

事業主体である、[]が所有する、[]、他4筆、面積合計 []㎡について、太陽光発電所建設のため、農用地区域より除外するものです。

次に、表の3番は、資料が62ページと、69ページから71ページにございます。

事業主体である []が所有する []の内、の1筆、面積 []㎡について、太陽光発電所建設のため、農用地区域より除外するものです。

なお、これら3件については、6月17日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査及び協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、協議の結果を調査委員長の稲場洋二委員より報告をお願いします。

委員
稲場委員

議案第16号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番について、調査及び協議の結果を報告いたします。

1番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]、他2筆、合計 []㎡の土地について、事業主体である []が太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり釧路市長より意見を求められたものです。

令和6年6月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局4名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の雑種地であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

次に2番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]、他4筆、合計 []㎡の土地について、事業主体である []が太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり、釧路市長より意見を求められたものです。

令和6年6月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局4名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

次に3番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]の1筆、[]㎡の土地について、事業主体である []が太

陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり釧路市長より意見を求められたものです。

令和6年6月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局4名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

稲場洋二委員、ありがとうございました。

それでは、議案第16号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第16号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第16号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書72ページにございます、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回8件の報告がございました。

議案書73ページと74ページの農地所有適格法人要件確認書の1番から3番は、
[]で、令和4年から令和6年の各年3月決算の報告となります。

次に、議案書74ページと75ページの農地所有適格法人要件確認書の4番から6番は、
[]で、令和4年から令和6年の各年3月決算の報告となります。

次に、議案書76ページの農地所有適格法人要件確認書の7番は、
[]で、令和6年3月決算の報告となります。

次に、議案書76ページの農地所有適格法人要件確認書の8番は、
[]で、令和6年2月決算の報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、8件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたしますが、表の1番から3番は清水幸治委員に関する案件でありますので4番から8番を審議した後に1番から3番を審議いたします。

はじめに4番から8番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の4番から8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の4番から8番は原案のとおり決定いたしました。

次に1番から3番を審議いたしますので、清水幸治委員は退室してください。

(清水幸治委員退室)

議長
野村会長

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番から3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

退室されている清水幸治委員は入室してください。

(清水幸治委員入室)

議長

野村会長

次に、議案第18号「釧路市土地改良事業換地委員会委員の選出」について、事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

議案書77ページにございます、議案第18号「釧路市土地改良事業換地委員会委員の選出」についてご説明いたします。

釧路市土地改良事業換地委員会は、国営緊急農地再編整備事業に係る換地業務を公正かつ適切に実施するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく釧路市の附属機関として、釧路市土地改良事業換地委員会条例に基づき設置されます。

所掌事務は、換地設計基準の策定、従前の土地及び換地の土地評定、換地計画原案の作成、一時利用地の指定計画原案の作成などに関する事項を調査審議し、その結果を市長に報告することであり、任期は換地業務の完了の日までとされております。

換地委員は条例により釧路市農業委員会の委員を任命することになっており、平成30年の第7回総会において選出されていた細川委員が退任されたことから、釧路市長より新たに委員1名の選出依頼がございました。

説明は以上でございます。「釧路市土地改良事業換地委員会委員の選出」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありました議案第18号「釧路市土地改良事業換地委員会委員の選出」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

稲場委員

会長一任でお願いします。

議長

野村会長

会長一任のという意見がございましたがよろしいでしょうか。

それでは、樋口英樹委員を釧路市土地改良事業換地委員会委員に選出いたします。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 6月 28日

議

長

野村照明

署名委員

大畑礼子

署名委員

中川浩幸

